

輸入農産物等の残留農薬検査について

概要

農産物に使用できる農薬とその残留基準値は、農薬ごと、農産物ごとに設定されており、基準を超える農産物の流通は禁止されています。

滋賀県内で販売している輸入農産物(生鮮だけでなく、冷凍製品も含む)の残留農薬検査を実施し、基準値超過がないことを確認しています。

なお、本検査はスクリーニング検査として実施しており、基準超過となった場合は、同ロットの収去検査を実施して基準違反の判断をします。

滋賀県では、令和6年度残留農薬検査実施要領※1に準じ、農産物の種類に応じて260項目～290項目の農薬検査を『滋賀県衛生科学センター』で検査を行いました。

検体購入日：令和6年6月28日、7月26日、8月28日、9月27日、11月4日
令和7年1月6日、1月31日

※1 令和6年度残留農薬検査実施要領
滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で生産または流通している農産物を対象に、残留農薬の検査を行い、残留基準値を超える農産物を排除することにより、安全な農産物の流通を図ることを目的としています。

年度	農産物種別	農薬検査項目数	検体数	合計検査項目数
令和2年	野菜(ねぎ類を除く)	243項目	53	12,879
	ねぎ類(ねぎ、玉ねぎなど)	256項目	4	1,024
	果実	233項目	16	3,728
	豆類・アボカド等(脂質の多いもの)	244項目	2	488
令和3年	野菜(ねぎ類を除く)	243項目	55	13,365
	ねぎ類(ねぎ、玉ねぎなど)	256項目	3	768
	果実	233項目	11	2,563
	豆類・アボカド等(脂質の多いもの)	244項目	1	244
令和4年	野菜(ねぎ類を除く)	265項目	57	15,105
	ねぎ類(ねぎ、玉ねぎなど)	289項目	9	2,601
	果実	260項目	37	9,620
	豆類・アボカド等(脂質の多いもの)	270項目	0	0
令和5年	野菜(ねぎ類を除く)	265項目	54	14,310
	ねぎ類(ねぎ、玉ねぎなど)	289項目	2	578
	果実	260項目	44	11,440
	豆類・アボカド等(脂質の多いもの)	270項目	0	0
令和6年	野菜(ねぎ類を除く)	264項目	66	17,424
	ねぎ類(ねぎ、玉ねぎなど)	290項目	8	2,320
	果実	260項目	26	6,760
	豆類・アボカド等(脂質の多いもの)	270項目	0	0